

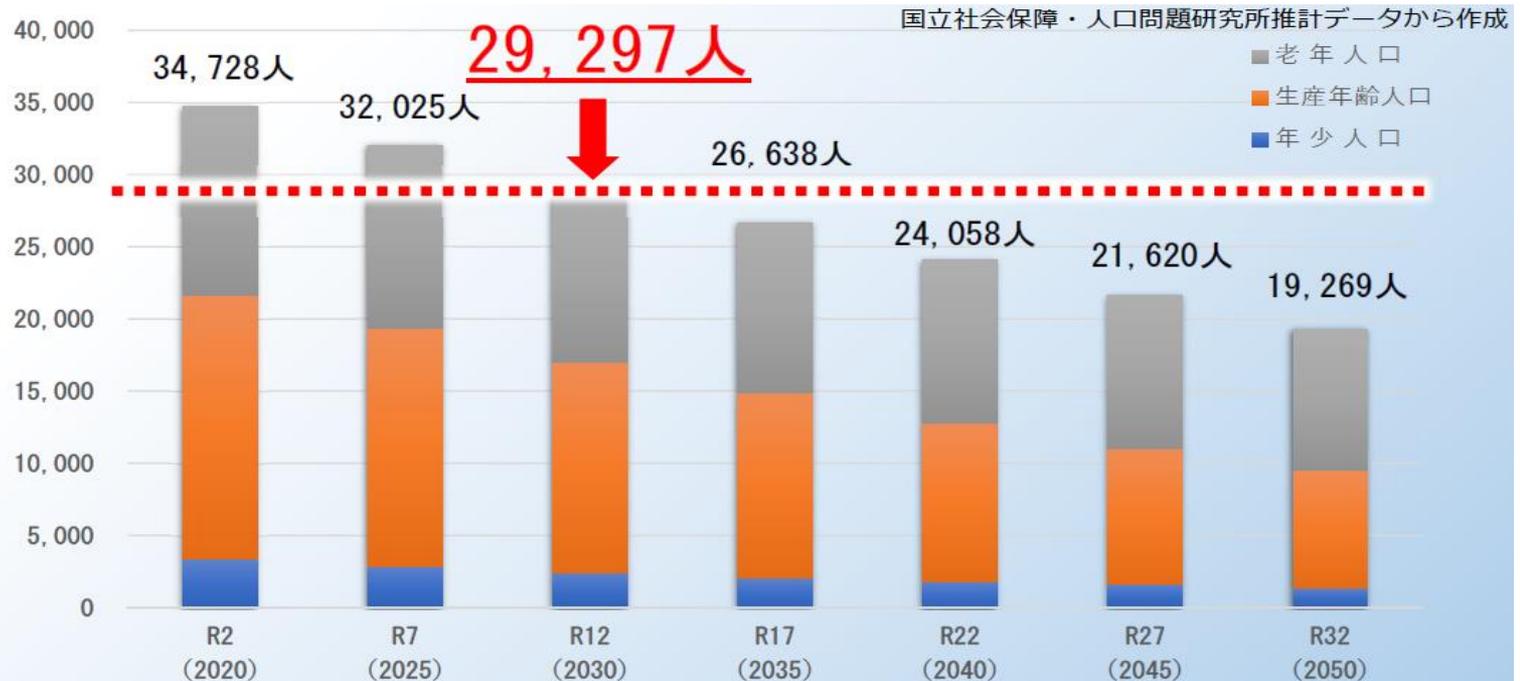
綾里及び吉浜地域振興出張所の 今後の運営について

総務部三陸支所

1 検討の背景

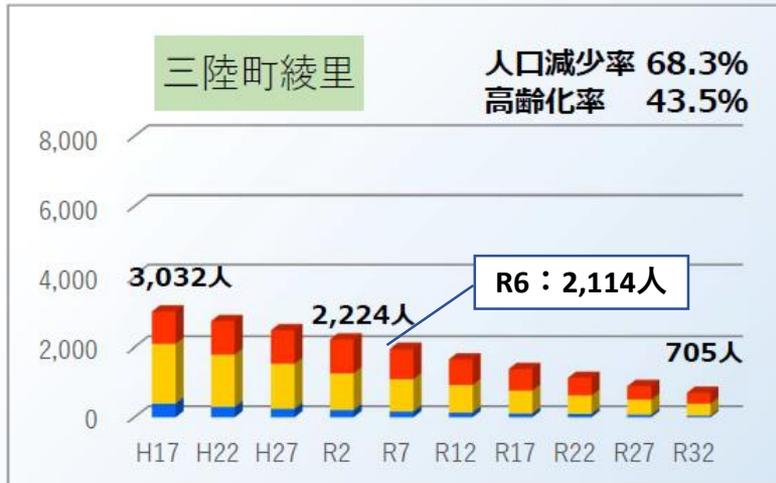
(1) 市の人口

- 総人口は減少を続けており、**令和12年には人口3万人未満**になる予測。
- 特に、年少人口、生産年齢人口の減少が顕著。
- 地域経済や教育・子育て・コミュニティ・交通など、様々な分野への影響が予想される。



1 検討の背景

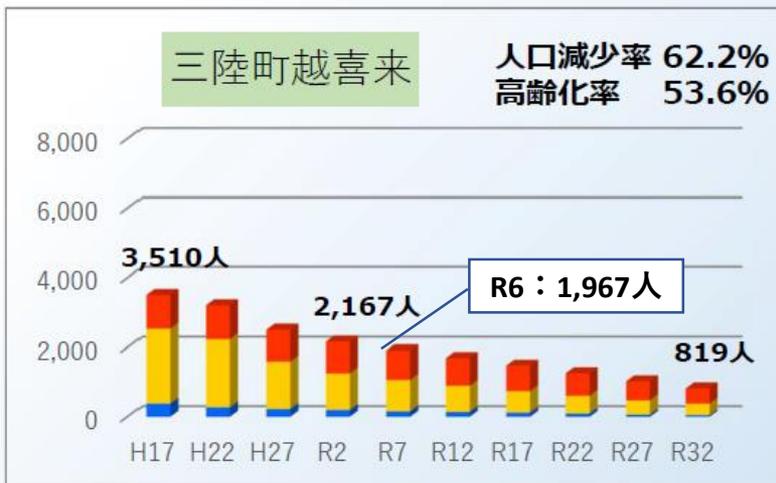
(2) 三陸町地域の人口予測



人口減少率
…R2に対するR32の減少率
高齢化率
…R32の65歳以上の人口の割合

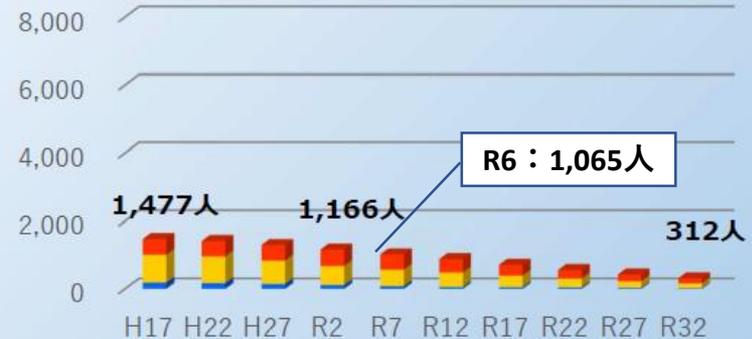
■ 0~14歳
■ 15~64歳
■ 65歳~

※国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV3（R2国調対応版）」を使用



三陸町吉浜

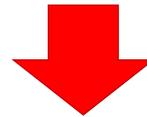
人口減少率 73.2%
高齢化率 47.4%



1 検討の背景

(3) 市の行政運営の展望

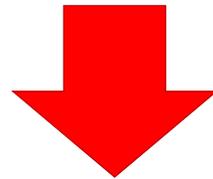
人口減少を前提とした持続可能な“まちづくり”



- **市総合計画2021に基づく各施策の推進**
将来の都市像を目指し、7つの大綱と24の施策で推進する。
- **歳入規模に応じた財政運営を目指した取組**
既存の事務事業の在り方を根本から見直しながら、事業費の圧縮に努める。
※地方税においては、令和6年度当初予算から令和11年度までに1億2,400万円（△約3%）の減少を見込んでいる。
- **新たな行政需要に対応しうる余力を生み出す取組**
全庁をあげた事務事業の見直しを段階的に進める。
※R3からの取組…全239事業のうち、見直し（廃止・縮減・統合・簡素化）方針で検討を進めている事業は**94事業（全体の39.3%）**

1 検討の背景

全庁をあげた事務事業の見直し項目として
「出張所の在り方」等についても庁内検討
を深めてきた。



人口減少下における、より効率的・効果的な行政サービスの提供に向け、
出張所の今後の運営について見直しを行うもの。

1 検討の背景

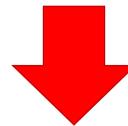
※ 合併協定書の取扱い

【合併協定書】

平成13年8月、大船渡市と旧三陸町の合併協議に伴い締結。

・ 組織機構の取扱い

現三陸町役場を支所とする。支所の所掌事務は、住民サービスの低下をきたさないよう配慮する。綾里地域振興出張所及び吉浜地域振興出張所は、現状を維持する。



しかしながら、合併から22年が経過し、合併当時には想定していないスピードで人口減少が進み、住民サービスを取り巻く社会環境が大きく変化している中であって、**その変化に応じた施策を展開していく必要がある。**

○合併協定項目 全47項目

〔統一・統合〕38項目 〔廃止・見直し〕5項目 〔維持〕4項目

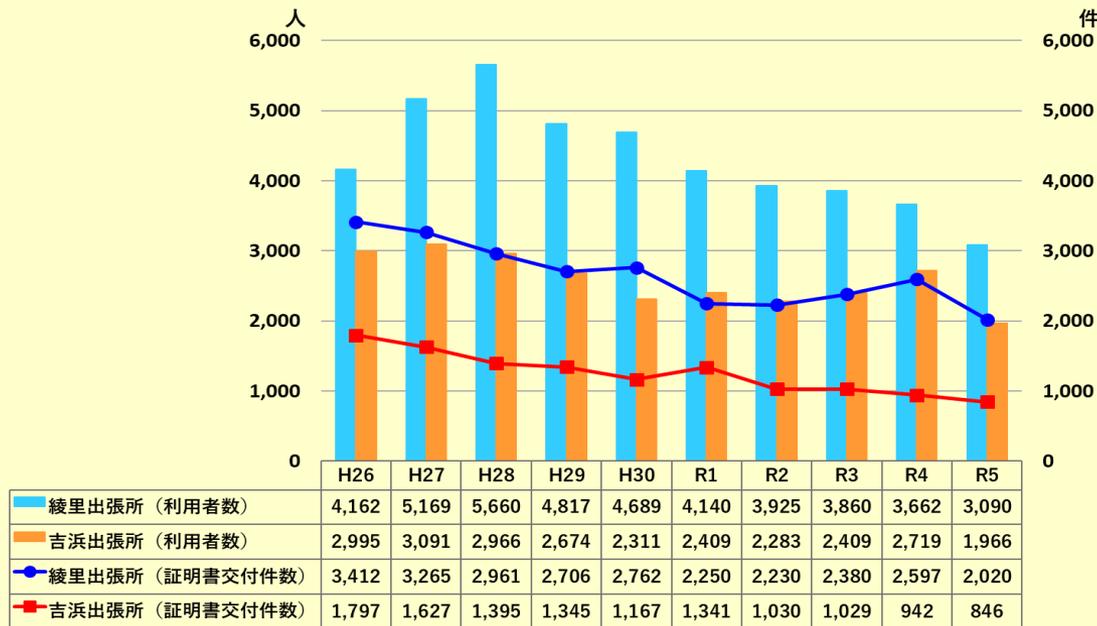
※ 維持 … 支所・出張所、第3セクター、診療所、スクールバス・患者輸送バスの運行

2 現状と課題

(1) 出張所の利用状況

人口減少進行・震災関連手続の終了・マイナンバー制度の開始等により
出張所窓口の利用者数や取扱件数が年々減少している状況

窓口利用者数・住民票等証明書交付件数の推移



【平成26年度と令和5年度の比較】

- 年間の窓口利用者数
 - ・ 綾里出張所 $\Delta 25.8\%$
 - ・ 吉浜出張所 $\Delta 34.4\%$

- 年間の住民票等証明書交付件数
 - ・ 綾里出張所 $\Delta 40.8\%$
 - ・ 吉浜出張所 $\Delta 52.9\%$

※いずれも減少している。

2 現状と課題

(2) 窓口利用件数の減少要因

【人口減少の進行】

三陸町の人口

平成13年度末 8,336人
(合併年度)



22年間で38.3%減少

令和5年度末 5,146人

【マイナンバー情報連携】

平成29年11月から開始

マイナンバーを用いる事務手続で行政機関等へ提出する住民票や課税証明書等の書類の提出が省略可能になった。

【証明書のコンビニ交付】

令和2年3月から開始

マイナンバーカードを用いてコンビニで各種証明書※1が取れるようになった。

コンビニでの証明書交付件数
R4 : 2,958件 ⇒ R5 : 4,810件

【市税等の納付方法拡大】

H30～クレジットカード・コンビニ納付
R3～スマホ決済 (PayPay)
R5～地方税統一QRコード利用のキャッシュレス納付

納付者の利便性が向上！

【道路状況の改善】

三陸沿岸道路や県道の整備



三陸地区から市役所本庁への
所要時間短縮
移動の負担軽減

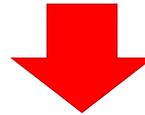
※1

住民票の写し
住民票記載事項証明書
印鑑登録証明書
全部事項証明書 (戸籍謄本)
個人事項証明書 (戸籍抄本)
戸籍の附票の写し
所得証明書
所得課税証明書

2 現状と課題

(3) 課題

取扱件数の減少により、出張所職員の事務負担が軽減となる一方で、人件費や事務機器等の維持管理経費、施設・設備の更新や修繕に係る費用は年々増加が見込まれる。



より効率的・効果的な行政サービスの提供に向けて
以下について対応を検討する必要がある。

【窓口利用者への対応】

市民が市役所へ出向かずに、自宅や地域の郵便局等において手続が行える環境づくり

- ・ 窓口業務の民間等への委託
- ・ オンライン手続の更なる拡大など

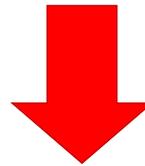
【施設等維持管理への対応】

綾里地区コミュニティ施設・綾姫ホール、吉浜地区拠点センターの維持管理について、民間委託や指定管理者制度の導入

3 今後の出張所の運営方針

現状における課題を踏まえ、より効率的な行政運営を推進するため

令和8年3月末日(予定)で両出張所を廃止する。



出張所廃止後の住民サービス提供の維持については、

- (1) 郵便局への窓口事務の包括委託
 - (2) オンライン手続の拡大推進
 - (3) 指定管理者制度の導入
- を検討する。

3 今後の出張所の運営方針

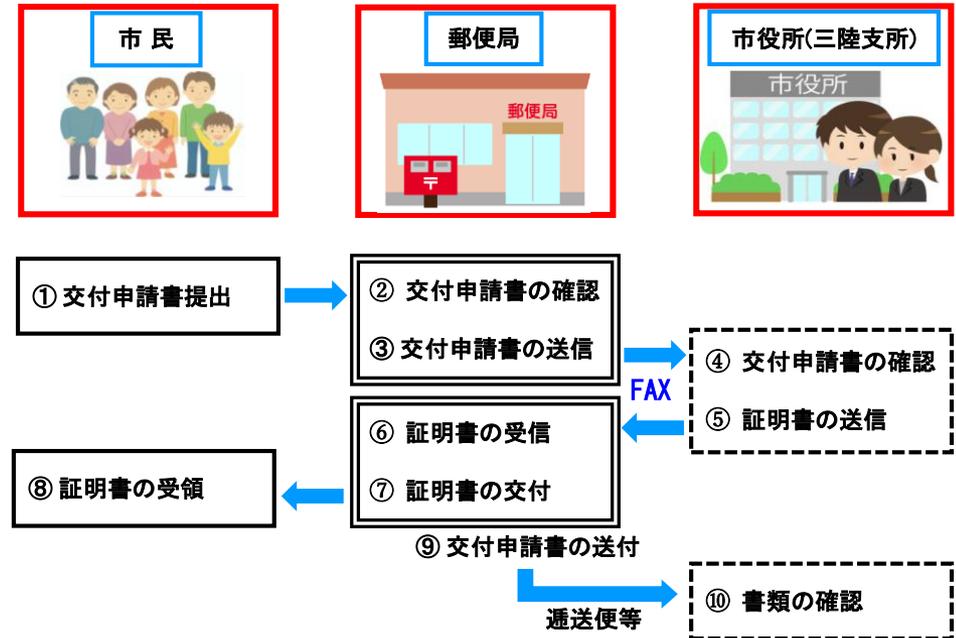
(1) 郵便局への窓口事務の委託

- 出張所で取扱ってきた窓口業務の一部について **綾里郵便局と吉浜郵便局への委託**を検討。

- 導入時期 令和8年2月（予定）

※ 郵便局への具体的な委託開始期日及び委託する業務の範囲は、今後、日本郵便株式会社と協議して決定。

郵便局での窓口事務の流れ（例）



※ 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」により、自治体が発行する証明書（住民票の写し等）の受付・引渡しを含め、自治体窓口事務のほぼ全てが郵便局で取扱い可能となっており、全国399自治体5,454郵便局（令和6年1月末時点）において、自治体窓口事務を受託している。

3 今後の出張所の運営方針

(2) オンライン手続の拡大推進

当市では、市民が市役所に出向くことがなく24時間・365日パソコンやスマートフォンで様々な申請・届出の手続ができる、**行政手続のオンライン化「行かない窓口」**の実現に向けた取組を進めている。

【オンライン手続が可能な業務】27種類

児童手当現況届や介護保険要介護・要支援認定の申請など

⇒オンライン手続が可能となる業務は、今後も、順次拡大。

(3) 指定管理者制度の導入

綾里地区コミュニティ施設・綾姫ホール及び吉浜地区拠点センターの維持管理について、市民サービスの向上とより効率的・効果的な施設管理を図るため**「指定管理者制度」**を導入。

●導入時期：令和8年4月

指定管理者制度のしくみ

○指定管理者制度とは

- ・ 公の施設の管理運営を広く民間事業者にも任せることができる制度のことで、公の施設の管理を任せる事業者を「指定管理者」と呼ぶ。
- ・ 民間事業者が有する能力を活用しながら、住民サービスの向上に努めるとともに、経費の節減を図るものである。
- ・ 市では、平成18年4月から指定管理者制度を導入している。

○主な対象施設は

- ・ 体育館、運動場、野球場、市営住宅、公民館、コミュニティ施設、観光施設 など

○指定管理者の指定までの流れ

- ・ 原則として、公募した中から選定するが、施設の性格や設置目的等から、特定の団体が管理運営する方がより効果的、効率的であると判断できる施設は、公募せずに特定の団体を指定管理者候補者に選定できる。
- ・ 指定期間は、新たに指定管理者制度を導入する施設は3年、既に導入している施設は5年としている。

○指定管理者制度導入施設（主な施設）

- ・ 大船渡市立図書館、大船渡市民交流館・カメラアホール、大船渡市立三陸公民館、大船渡市民文化会館、大船渡市スポーツ施設、大船渡市営住宅、むらづくり研修施設 ほか

3 今後の出張所の運営方針

(4) 三陸支所の運営方針

●運営方針 **出張所廃止後も当分の間は存続する。**

【理由】

郵便局への窓口事務委託の事務執行の指導や綾里地区コミュニティ施設・綾姫ホールと吉浜地区拠点センターの指定管理者制度導入後の指定管理者の評価等を行うため。

ただし、各種行政事務手続のデジタル化の進展や市民サービス維持の必要性を勘案しながら、後年度において改めて運営方針を検討する。

4 出張所廃止に伴う経費の増減

(1) 人件費増減の状況

- | | |
|--------------------------------|--------------|
| • 出張所職員 4 人減（綾里 2 人、吉浜 2 人） | △2,880万円 |
| • 越喜来診療所専任事務長 1 人増（4 診療所の事務対応） | +860万円 |
| | 増減額 △2,020万円 |

(2) 事務経費増減の状況

- | | |
|-------------------------------------|------------|
| • 窓口業務事務費の増（複合機リース料、電話回線料等） | +11万円 |
| • 綾里及び吉浜郵便局への窓口事務委託手数料の増（取扱件数による） | +134万円 |
| • 施設維持管理費（市費負担分）の減 | △942万円 |
| • 施設の指定管理料の増（管理人人件費各施設 1 人、通年勤務を含む） | +1,302万円 |
| • その他経費の減 | △6万円 |
| | 増減額 +499万円 |

● その他経費を含めた増減総額 △1,521万円

4 出張所廃止に伴う経費の増減（経費別）

単位：万円

費用区分		内 訳	出張所廃止前の 決算見込額 令和5年度 (2023)	出張所廃止後の 決算見込額 令和8年度 (2026)	比 較	
人 件 費	出張所職員	4人（各出張所2人）	2,880		△2,880	
	診療所職員	専任事務長1人 （共済負担金、退職手当負担金を含む）		860	860	
	小 計		2,880	860	△2,020	
事 務 経 費	窓口業務事務費	複合機リース料、電話回線料等	17	28	11	
	郵便局の委託業務 に係る事務手数料	固定費（毎月1か所10,000円）		24	24	
		従量費（取扱実績×300円）		87	87	
		一般管理費（固定費＋従量費の20%）		23	23	
		計		134	134	
	施設維持管理費	施設維持管理費		1,000	58	△942
		指定管理料			1,302	1,302
		計		1,000	1,360	360
	車両管理費	車検、ガソリン代等	6		△6	
	小 計		1,023	1,522	499	
合 計		3,903	2,382	△1,521		

4 出張所廃止に伴う経費の増減（業務内容別）

単位：万円

費用区分		内 訳	出張所廃止前の 決算見込額 令和5年度 (2023)	出張所廃止後の 決算見込額 令和8年度 (2026)	比 較
窓口業務	人件費	出張所職員4人	1,700		△1,700
	事務経費	複合機リース料、電話回線料等	17	28	11
	事務経費	郵便局の委託業務に係る事務手数料		134	134
	小 計			1,717	162
施設維持管理業務	人件費	出張所職員4人	450		△450
	事務経費	施設管理費（車両管理費含む）	1,006	58	△948
	事務経費	指定管理料（管理人賃金含む）		1,302	1,302
	小 計			1,456	1,360
診療所事務長業務	人件費	出張所長の事務長兼務分2人	730		△730
	人件費	越喜来診療所専任事務長1人		860	860
	小 計			730	860
合 計	人件費		2,880	860	△2,020
	事務経費		1,023	1,522	499
	合 計			3,903	2,382

5 今後のスケジュール（予定）

時 期	内 容
令和6年7月29日	市議会全員協議会
8月	綾里地区公民館及び吉浜まちづくり振興会の運営委員会等での説明
10月	綾里及び吉浜地区の住民説明会の開催
令和7年6月	市議会定例会 （支所・出張所設置条例改正、包括委託する郵便局の指定、指定管理者関連条例改正）
10月	郵便局への窓口事務の包括委託に係る契約締結（予定）
令和8年2月	郵便局への窓口事務の包括委託の開始（予定）
3月	市議会定例会（指定管理者の指定）
3月末日	綾里及び吉浜地域振興出張所の廃止（予定）
4月	綾里地区コミュニティ施設・綾姫ホール及び吉浜地区拠点センターの指定管理者による施設管理開始

【資料】出張所廃止に伴う事務の取扱いについて

現在出張所で取り扱っている事務は、出張所廃止後は市役所本庁及び三陸支所の窓口で受付するほか、綾里・吉浜郵便局、コンビニエンスストア及びオンラインにより、次の各サービスを利用できる。

※下表に記載されていない事務は市役所窓口での手続になる見込み

● 証明書の交付申請

取扱事務		郵便局 〔※1〕	コンビニ交付
1	戸籍謄抄本の交付	○	○〔注1〕
2	住民票の写しの交付	○	○〔注2〕
3	戸籍の附票の写しの交付	○	○〔注2〕
4	印鑑登録証明書の交付	○	○
5	所得・所得課税証明書の交付	○	○
6	納税証明書、評価証明書、公課証明書の交付	○	×

〔※1〕 郵便局へ委託する事務は現時点の見込み

〔注1〕 除籍・改製原戸籍は交付不可

〔注2〕 除票は交付不可

【資料】出張所廃止に伴う事務の取扱いについて

●各種手続

	取扱事務	郵便局 〔※1〕	オンライン 手続
1	住所の変更（転出届）	○	○ マイナポータル
2	住所の変更（転出届以外）	×	△〔注3〕 マイナポータル
3	戸籍の届出（出生・婚姻・死亡など）	×	×
4	印鑑登録申請	×	×
5	印鑑登録廃止届	○	×
6	国民健康保険被保険者異動届（資格取得・喪失）の受付	○	×
7	後期高齢者医療高額療養費支給申請書の受付	○	×
8	医療費助成関係申請書の受付	×〔注4〕	×
9	児童手当の各種届出等の受付	×	○ ぴったりサービス
10	介護保険関係の各種届出等の受付	×	○ ぴったりサービス
11	水道使用異動（開始・中止）届の受付	○	○ FAX 又は メール
12	市役所宛文書の取次ぎ	○	×
13	各種文書等の配布	○	×
14	市の各種行政事務に関する相談・取次ぎ	○	×

〔注3〕 転入届・転居届の市役所への来庁予約のみ可 〔注4〕 医療費助成給付申請書用紙の配布のみ可

【資料】出張所廃止に伴う事務の取扱いについて

●綾里地区コミュニティ施設・綾姫ホールと吉浜地区拠点センターの使用許可申請

令和8年4月からは、指定管理者が両施設の施設管理を行います。

綾里地区コミュニティ施設・綾姫ホール及び吉浜地区拠点センターを使用する場合は、指定管理者へ使用許可申請手続をすることになります。

なお、今後、新たな公共施設予約システムが稼働する予定ですので、両施設についても使用許可申請手続のオンライン申請が可能となるよう取り組みます。

●期日前投票所

出張所に開設している期日前投票所の在り方は、市選挙管理委員会での協議により検討していくこととなります。

●災害時の避難所

綾里地区コミュニティ施設・綾姫ホール及び吉浜地区拠点センターは、これまでと同様に、災害時の避難所として使用します。

また、災害時等に出張所に設置している、市災害対策本部の綾里及び吉浜地区本部については、今後も綾里地区コミュニティ施設・綾姫ホール及び吉浜地区拠点センターに設置します。

●国保診療所の職員体制（事務長職）

出張所の所長が兼務している綾里診療所、吉浜診療所及び歯科診療所の事務長職は、出張所の廃止に伴い不在となるため、越喜来診療所に専任の事務長1人を配置して、市の国保診療所全4か所を兼務で担当する体制に変更する方向で検討します。

なお、診療体制に係る変更はありませんが、当市全般における持続可能な地域医療の提供体制の確保について検討していく中で、健全な診療所運営に向けて取り組みます。